

令和7年度 史跡甲府城跡地盤調査業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、山梨県立考古博物館が発注する下記の地盤調査業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。

（業務名称） 史跡甲府城跡地盤調査業務

（業務場所） 甲府市丸の内1丁目131ほか

第2条 目的

本業務は、非破壊探査手法である電気探査と微動探査を実施する。電気探査は甲府城跡における地下水の浅部分布環境および地盤状況を把握し、微動探査は甲府城跡を中心とした約1km四方の周辺地域における浅部地盤状況を把握し、昨年度実施した史跡指定地内の調査成果と総合して、史跡整備に資する情報を得ることを目的とする。

第3条 法令等の遵守

1. 本業務委託は山梨県立考古博物館（以下、「甲」という。）の指示に基づいて、受託者（以下、「乙」という。）は誠実に実施しなければならない。
2. 乙は、諸法令を遵守し、関係官公署に対する手続きを漏れなく行うものとする。

第4条 作業計画

1. 乙は、本業務の実施にあたり、甲と十分協議のうえ作業計画を作成し、作業計画書及び工程表等、甲が必要とする書類を提出し、甲の承認を受けなければならない。
2. 乙は、本業務の作業中における進捗状況を、随時甲に対し報告しなければならない。

第5条 留意事項

1. 乙は、本業務の実施にあたり、調査対象地である史跡指定地内及びその周辺地域に対し十分協調を心掛け、周辺住民、交通機関及び建造物等に損害及び事故を与えぬよう留意しなければならない。
2. 本業務履行中に、万一第三者に対して事故等が生じた場合には、速やかに甲に対して報告するものとし、乙の責任において解決するものとする。
3. 乙は、業務上知り得た機密事項について、他に漏らしてはならない。

第6条 疑義

本特記仕様書に明示のなき事項または疑義が生じた事項については、両者協議をしてこれを解決するものとする。

第7条 その他

1. 本業務の遂行にあたっては、甲府城跡が国指定の史跡であることを十分に理解した上で、文化財に毀損のないよう、十分に注意して業務にあたることとする。
2. 乙は、考古学上必要と思われる事項については、特に留意して成果品の向上に努めるものとする。

第2章 業務内容

第8条 対象範囲及び作業内容

本業務の対象範囲及び作業内容については以下のとおりとする。

1. 対象地区： 史跡甲府城跡及びその周辺約1km四方
(山梨県甲府市丸の内1丁目131ほか)
2. 履行期間： 自 契約締結日の翌日
至 令和8年3月27日(金)
3. 作業内容： ①電気探査
②微動探査
4. 作業量： ①電気探査…2,100m
②微動探査…400点

第9条 計画・準備

本業務を実施するに際し、既存資料等を参考にして合理的な調査計画、工程計画を策定すること。なお、現地状況によって、測線配置の変更により良好な結果が得られると判断される場合は、監督員と協議の上変更すること。

第10条 電気探査

1. 測定装置

本業務実施において、二次元の比抵抗構造が求められる機器を使用すること。

2. 測線設定

測線長は、2,100mとする。なお、現況を確認した結果、障害物等により、測線配置が困難な場合は、監督員と協議することとする。

3. 測定

設定した測線毎に電気探査を実施する。測線は、測線名、起点および終点を明確にし、GNSS座標データ等を取得することで、測定記録と現地での位置の対応がつかないようにすること。測定に際し、舗装路面や未舗装地の芝などを傷めないように配慮した測定を行うこと。本業務での探査深度は、石垣に影響を及ぼす恐れのある浅部10m程度を対象とする。

4. 解析

測定記録から比抵抗構造断面図を作成し、地下水の浅部分布環境および地盤状況を推定する。

第11条 微動探査

1. 測定装置

本業務実施において水平成分および垂直成分の微動が求められる機器を使用すること。

2. 観測点設定

探査範囲は約1km四方とする。この範囲内において、観測点は約50m格子状に配置し、計400地点とする。なお、市街地で探査するため、道路や線路・建物等により測定装置の配置が困難な場合は適宜、観測点を変更する。

3. 観測

設定した観測点毎に単点微動探査を実施する。写真等によって観測点の位置を記録し、

地図と観測地点の対応がつくようにすること。

4. 解析

解析にはH/Vスペクトル比（水平対垂直スペクトル比（HVSR））を用いて、表層地盤構造分布図を作成すること。昨年度に甲府城跡内で実施した表面波探査結果である基盤深度分布図と照合し、両探査結果の特性について検証すること。

第12条 報告書の作成

探査結果並びに既往資料等を基に地盤構造について検討を行い、所見をまとめ、基盤深度や谷地形等を推定した平面図を添付した報告書を作成すること。

第3章 技術者等の要件

第13条 技術者

1. 主任技術者

技術士（応用理学部門）の資格を有する主任技術者を定めること。主任技術者は、遺跡調査に関する物理探査の調査経験があり、物理探査学会または日本文化財科学会の会員であること。

2. 担当技術者

担当技術者は、遺跡調査に関する物理探査の調査経験があるものを定めること。

第14条 会社実績

1. 史跡における電気探査および微動探査を用いた文化財保護に関する調査実績を有する会社であること。
2. 自社で調査機材を設備し、その管理や取扱いに精通した技術者が常駐していること。

第4章 その他

第15条 業務における留意事項

現地調査に当たっては、探査範囲が公園敷地内および市街地であることに十分留意し、観光客や地元住民、公園関係者、車両等との接触事故等が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めること。作業員は現場作業中には腕章を着用し、委託を受けて遺跡調査を行っている旨を明示すること。

第16条 成果品の帰属

1. 乙は甲の承認を得ずに成果品や資料を他に公表、貸与又は使用してはならない。また本業務の著作権等は一切、甲に帰属する。
2. 従って、本業務の成果を発掘調査報告書等に掲載する際、また、独立行政法人奈良文化財研究所が主催する「全国遺跡報告総覧」にPDFデータ等を登録・公開する際、甲は乙に対して別途許諾申請をしない。

第17条 資料の貸与・提供

本業務の実施に当たり、必要となる資料は可能な範囲で甲から乙に貸与・提供する。

第18条 打合せ等

1. 打合せは、「業務着手時」「中間報告」および「成果品納入時」を含めて、3回以上打合せをおこなうものとする。
2. 本業務の遂行にあたり、本特記仕様書に定める以外の事項で疑義が生じた場合には、監督員と協議の上、決定すること。
3. 業務中において、乙が第三者から苦情または注文等を受けた場合は、その内容、相手方氏名および連絡先を速やかに監督員に報告すること。

第5章 成果品

第19条 成果品

本業務の成果品は以下の内容を含む報告書（A4版製本）3部とする、また併せて、その内容を記録したCD-ROM等の電子データを1部提出するものとする。

- ・ 探査結果報告書
- ・ 物理探査測線配置図
- ・ 電気探査解析結果（二次元比抵抗断面、地下水・地盤等浅部分布状況平面図）
- ・ 微動探査解析結果（一次元S波速度構造、二次元表層地盤構造分布図）
- ・ 現場記録写真